

地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会（第5回）
議事要旨

日 時：令和2年7月3日（金）14：00～16：00

場 所：オンライン開催

出席者：稲継座長、辻委員、西村委員、人羅委員、沼尾委員、曾我委員、
大村公務員部長、小川公務員課長、池田給与能率推進室長、
熊谷定員給与調査官、谷口女性活躍・人材活用推進室長

事務局：岡本公務員課課長補佐、金澤給与能率推進室課長補佐ほか

【議事次第】

1. 開会
2. 中間整理（案）について
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換】

- 本研究会のまとめについて、意見交換を行った。
 - ・ 定員管理によって何を実現するか、国は定員管理にどのように関わるかについて、現段階では引き続き検討を深めていく必要がある。
 - ・ これまでの議論の整理、出された意見、課題を踏まえた今後の定員管理への示唆をまとめるために、今回は中間整理という形で取りまとめを行う。
 - ・ 本研究会は、必ずしも1つの答申に全部まとめていく必要はなく、ある程度多様性を残しておくこと。今回の中間整理から一つの提言の方向を出す。
 - ・ これまでの定員管理は職員の数を数えることに着目してきたが、それは自治体行政の中の一側面にしか過ぎず、できることは限られているということに気づき、バランスよく全体を見た上でどのように人数を確保するか、人材を確保するか考えていくべきである。
 - ・ 国の配置基準については、一定のサービスの確保、職員の確保を図る、あるいは職員に対する削減圧力から特定の職種なり行政分野を守る機能があった点は評価すべきである。分権の時代だからといって、配置基準を無くして自治体の自由にし、説明責任を果たすようにしても現場では難しい状況。

- ・ 総人件費管理の扱いについては、正面から位置付けると結果として全体への切り込みにつながりかねない。人口減少の中でも、一定程度、公務員の勤務条件を守っていくことを考えるのであれば、一定の単価と数を決め、それに基づく財源保障が必要となるので、簡単に総人件費管理に移行することは難しい。
- ・ 総人件費管理の方法として、例えば自治体の裁量をかなり認め、国が最低限求める基準を緩やかに示すといったやり方もある。
- ・ 交付税算定を通じた財源保障という点を考えると、定員管理制度は、一定の給与を確実に財源保障していることは間違いない。政策ごとの予算で総人件費管理する場合、根拠が曖昧になっていくことで財源保障に切り込みが入ってしまうのではないかという心配がある。
- ・ 定員管理のあり方が、今まで果たしてきた機能を依然として維持し続けるべきという一方、これまでリソース（人）の側から管理してきたが、逆に業務量の側から管理していくような方向性はあるのではないか。諸外国の例では、政策なりプログラムを先に決めてからリソースを割り当てていくというのがある。

以上